

山口県報

平成25年
3月19日
(火曜日)

目次

条例	一
山口県新型インフルエンザ等対策本部条例	一
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	二
山口県部制条例の一部を改正する条例	五
本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	七
山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	八



山口県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県条例第二号

山口県新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十六条の規定に基づき、山口県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例	一〇
山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	一〇
職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	一一
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例	一三
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	二六
長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例	三九
山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例	四〇
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	四一
指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	四二
山口県環境影響評価条例の一部を改正する条例	四五
山口県みづばち転飼条例の一部を改正する条例	五五
下関漁港管理条例の一部を改正する条例	五六
山口県工業用水道条例の一部を改正する条例	五七
一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	五七
一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	五八
山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例	五九
警察官に対する被服の支給等に関する条例の一部を改正する条例	五九

山口県知事 山本 繁太郎

(本部長等)

第二条 山口県新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部長は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(会議)

第三条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集することができる。

(部)

第四条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部長は、本部長が指名する。

3 部に部長を置く。

4 部長は、本部長が指名する本部長をもって充てる。

5 部長は、部の事務を掌理する。

(庶務)

第五条 対策本部の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第六条 この条例に定めるもののほか、対策本部について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第三号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(山口県知的障害者更生相談所条例の一部改正)

第一条 山口県知的障害者更生相談所条例(昭和三十九年山口県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「知的障害者更生施設等」を「障害者支援施設等」に改め、同条第四号及び第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(山口県身体障害者更生相談所条例の一部改正)

第二条 山口県身体障害者更生相談所条例(昭和三十九年山口県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 障害者支援施設等への入所等の措置に係る市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に関すること。

第三条第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)」に、「及び第七十四条第一項」を「第七十四条第一項及び第七十六条第三項」に改め、同条第六号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第三条 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年山口県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

(身体障害者社会参加支援施設条例の一部改正)

第四条 身体障害者社会参加支援施設条例(昭和四十八年山口県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二号を次のように改める。

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第七十七条第一項第六号に規定する意

思疎通支援を行う者の養成及び派遣に関すること。

(山口県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第五条 山口県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第三条第一項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(障害者自立支援法第九条第一項及び第十条第一項の規定に係る罰則に関する条例の一部改正)

第六条 障害者自立支援法第九条第一項及び第十条第一項の規定に係る罰則に関する条例(平成十八年山口県条例第四号)の一部を次のように改正する。

題名中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第七条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第三条第一号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第八条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第三条第一号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条第一号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

(地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

第十条 次に掲げる条例の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

一 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十三号)第一条

二 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十四号)第一条

三 指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十六号)第三条第三項

四 指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十七号)第三条第三項、第四条第

七項及び第二十条第六項

(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十一条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条第一号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中山口県知的障害者更生相談所条例第三条第一号の改正規定並びに第二条中山口県身体障害者更生相談所条例第三条第一号の改正規定及び同条第五号の改正規定(「及び第七十四条第一項」を、「第七十四条第三項」に改める部分に限る。) 公

布の日

二 第三条中県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項第二号の改正規定(「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。) 平成二十六年四月一日

山口県部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県条例第四号

山口県部制条例の一部を改正する条例

山口県部制条例（昭和三十一年山口県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「総合政策部」を「総合企画部」に、「地域振興部」を「産業戦略部」に改める。

第二条第一号(三)を次のように改める。

(三) 県の予算、税その他の財務に関する事項

第二条第一号中(四)を(五)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 議会に関する事項

第二条第二号中「総合政策部」を「総合企画部」に改め、(二)及び(三)を削り、(四)を(二)とし、(五)を(三)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 地域振興に関する事項

(五) 市町その他公共団体の行政一般に関する事項

第二条第二号中(六)を(七)とし、(五)の次に次のように加える。

(六) 国際交流に関する事項

第二条第三号を次のように改める。

三 産業戦略部

産業に関する総合的な政策の企画及び推進に関する事項

第二条第六号中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 観光に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

2 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一の3の表中「地域振興部関係使用料手数料」を「総合企画部関係使用料手数料」に改め、同表九の項及び十の項を削り、別表第一の6の表中十六の項及び十七の項を削り、十八の項を十六の項とし、同項の次に次のように加える。

十七 通訳案内士の登録に関する事務	通訳案内士登録申請等手数料	通訳案内士の登録 通訳案内士登録証の訂正又は再交付	一件につき	五千二百円
十八 旅行業等の登録に関する事務	旅行業等登録申請手数料	旅行業の登録 旅行業の登録の更新 旅行業の変更登録 旅行業者代理業の登録	一件につき 一件につき 一件につき	二万三千五百円 一万七千三百円 一万二千二百円 一万五千三百円

（山口県スポーツ推進審議会条例の一部改正）

3 山口県スポーツ推進審議会条例（昭和三十七年山口県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「総合政策部」を「総合企画部」に改める。

（山口県固定資産評価審議会条例等の一部改正）

4 次に掲げる条例の規定中「地域振興部」を「総合企画部」に改める。

- 一 山口県固定資産評価審議会条例（昭和三十七年山口県条例第三十八号）第四条
- 二 山口県国土利用計画審議会条例（昭和三十九年山口県条例第四十二号）第八条
- 三 山口県土地利用審査会条例（昭和四十九年山口県条例第四十三号）第六条
- 四 山口県本人確認情報保護審議会条例（平成十四年山口県条例第三十六号）第七条

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第五号

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成十九年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中ホをトとし、二の次に次のように加える。

ホ 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十二号）第四条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第一百五号）第二条第二項に規定する中小企業設備近代化資金

へ 中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化、中小企業の集積の活性化等に寄与する事業又はこれらを支援する事業のための資金

第二条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 収益を分収することを条件として森林経営の用に供している土地に係る地上権を設定する契約に関する事務であつて、契約の目的たる土地の所有者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認に係るもの

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第六号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の五中「萩市」を「下関市、萩市」に改め、同表第一号の七中「宇部市」の下に「、山口市」を加え、「、周防大島町、和木町、

田布施町、平生町及び阿武町」を「及び各町」に改め、同表第三号中「各市町」を「各町」に改め、同表中第四号を削り、第四号の二を第四号とし、同表第六号中チをリとし、ホからトまでをへからチまでとし、二の次に次のように加える。

ホ 法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項の規定による届出を受理すること。

別表第六号中「宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、」を削り、同表第六号の二中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、「山口市、萩市、長門市及び」を削り、同表第十二号の四中「及び山陽小野田市」を、「山陽小野田市及び阿武町」に改め、同表中第十四号の二及び第十四号の三を削り、第十四号の四を第十四号の二とし、第十四号の五を第十四号の三とし、同表第十八号の五を次のように改める。

十八の五 削除

別表第十八号の十一中「岩国市」の下に「、光市」を加え、同表第十八号の十二及び第十八号の十三中「柳井市」の下に「、美祢市」を加え、同表第十八号の十四中「岩国市」の下に「、光市」を加え、同表第十八号の十五中「防府市」の下に「、下松市」を、「光市」の下に「、長門市、美祢市」を加え、「及び周防大島町」を、「周防大島町、田布施町及び阿武町」に改め、同表第十八号の十六中「下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、」を削り、「及び阿武町」を、「阿武町及び各市」に改め、同表第二十六号の三中「宇部市」の下に「、山口市」を加え、同表第二十七号中「防府市」の下に「、下松市」を加え、同表中第三十号の二を削り、第三十号の三を第三十号の二とし、第三十号の四を第三十号の三とし、同表第三十一号中「宇部市、山口市、」及び「及び山陽小野田市」を削り、同表第三十五号二中「宇部市」の下に「、山口市」を加え、「、周防大島町、和木町、田布施町、平生町及び阿武町」を「及び各町」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一号の七及び第三十五号二の改正規定（山口市に係る部分を除く。） 平成二十五年十一月一日
- 二 別表第一号の七及び第三十五号二の改正規定（山口市に係る部分に限る。） 平成二十六年一月一日

(経過措置)

2 改正後の山口県の事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の上欄に掲げる事務（同表第十八号の十四の上欄に掲げる事務を除く。）のうち、この条例の施行の日前に知事がした許可等の処分その他の行為に係るものについては、改正後の条例第二条の規定は、適用しない。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県条例第七号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、二七八人」を「二、二三六人」に、「五三六人」を「五三〇人」に、「二、八一四人」を「二、七六六人」に改め、同条第三号中「一、二〇五人」を「一、二二三人」に、「一六三人」を「一五九人」に、「一、三六八人」を「一、三八二人」に改め、同条第四号中「三、一七二人」を「三、一五五人」に、「一九一人」を「一八九人」に、「三、三六四人」を「三、三四四人」に改め、同条第五号中「五、二五五人」を「五、二二四人」に、「四二一人」を「四一四人」に、「五、六七六人」を「五、六三八人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県条例第八号

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

山口県地方警察職員定数条例（昭和三十二年山口県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「八八八人」を「八八九人」に、「九一八人」を「九一九人」に、「九四六人」を「九四八人」に、「三、六〇四人」を「三、六〇八人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第九号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第三十項中「二十年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第三十項」とする。

附則第三十一項中「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第四条若しくは第五条又は山口県職員等退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例(昭和三十七年山口県条例第四号)附則第四項」を「第三条から第五条まで」に改め、「二十年以上」、

「(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満)」及び「、新条例第三条から第五条の三まで及び条例第五十号附則第六

項の規定にかかわらず」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改める。

附則第六項を次のように改める。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十二年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

附則第七項中、「新条例第五条から第五条の三まで及び条例第五十号附則第六項の規定にかかわらず」を削る。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 職員 of 退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年山口県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中、「四十四年」を「四十二年」に改める。

(職員 of 退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 職員 of 退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年山口県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「退職手当の額が」を「額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第三十項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下)の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、百分の八十七)を乗じて得た額が」に改め、「附則第十項の規定による改正後の」及び「附則第十一項の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」といふ。)から平成二十七年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の職員 of 退職手当に関する条例(以下「改正後の退職手当条例」といふ。)附則第三十項(改正後の退職手当条例附則第三十二項及び第三条の規定による

改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第四項においてその例による場合を含む。）及び第三十一項の規定の適用については、改正後の退職手当条例附則第三十項中「百分の八十七」とあるのは、施行日から平成二十六年三月三十一日までの間においては「百分の九十八」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては「百分の九十二」とする。

3 施行日から平成二十七年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第五項（同条例附則第七項においてその例による場合を含む。）及び第六項の規定の適用については、同条例附則第五項中「百分の八十七」とあるのは、施行日から平成二十六年三月三十一日までの間においては「百分の九十八」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては「百分の九十二」とする。

4 施行日から平成二十七年三月三十一日までの間における第四条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の規定の適用については、同項中「百分の八十七」とあるのは、施行日から平成二十六年三月三十一日までの間においては「百分の九十八」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては「百分の九十二」と、「百分の八十七」とあるのは、施行日から平成二十六年三月三十一日までの間においては「百分の九十八」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては「百分の九十二」とする。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県条例第十号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第一条 山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の三中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第五十三条の五第一項及び第二項中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改め、同条第三項中「第四十二条第六項（」の下に「同条第八項又は」を加え、「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第五十三条の六第二項中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第八十条の第三第一項第三号中「身体に」を「身体若しくは精神に」に、「身体障害者」を「身体障害者等」に、「身体障害者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）のために当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）を「身体障害者等のために当該身体障害者等」に改め、同条第二項第二号口中「身体障害者が」を「身体障害者等が」に改め、同条第四項中「身体障害者、」を「身体障害者等、」に改める。

第八十九条第一項中「、当該身体障害者」を「、当該身体障害者等」に改める。

附則第九条の五第四項第二号イ中「及び次項」を「、次項及び第十項」に改め、同項第三号中「次項」の下に「及び第十項」を加え、同条に次の一項を加える。

10 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（トラック、バス及び三輪の小型自動車並びに充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するものに対する第八十四条第一項の規定の適用については、当該自動車が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては、平成二十六年度分の自動車税に限り、第四項の表（第八十四条第一項第一号イの項、第八十四条第一項第一号ロの項、第八十四条第一項第五号イの項、第八十四条第一項第五号ロの項、第八十四条第一項第五号ハ(1)の項及び第八十四条第一項第五号ハ(2)の項に限る。）の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二条 山口県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第五十三条の三、第五十三条の五及び第五十三条の六第二項中「六十三分の十七」を「七十八分の二十二」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第八十条の三、第八十九条第一項及び附則第九条の五の改正規定並びに附則第二十二項及び第二十三項の規定 平成二十五年四月一日

二 第二条の規定及び附則第十二項から第二十一項までの規定 平成二十七年十月一日

(地方消費税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中地方消費税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）及び施行日以後に保稅地域（同項第二号に規定する保稅地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る地方消費税について適用し、施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日前に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例附則第七条の三後段及び第七条の四後段の規定により読み替えられた改正後の条例第五十三条の五の規定は、消費税法第四十条第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間が施行日以後に開始する場合について適用し、これらの課税期間が施行日前に開始した場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例附則第七条の三後段及び第七条の四後段の規定により読み替えられた改正後の条例第五十三条の五各項に規定する事業者が施行日以後に終了する消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間に係る改正後の条例附則第七条の三後段及び第七条の四後段の規定により読み替えられた改正後の条例第五十三条の五各項の規定による申告書で消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額を記載したものを提出する場合において、同号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、これらの事業者に対する改正後の条例附則第七条の三後段及び第七条の四後段の規定により読み替えられた改正後の条例第五十三条の五各項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	<p>同法第四十二条第一項第一号に掲げる金額（同法第四十二条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額）、当該金額に六十分の十七を乗じて得た金額</p>	<p>同法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成二十五年山口県条例第 号。以下この条において「改正条例」という。）附則第七項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合において、当該控除しきれなかった金額）及び同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）を適用して算出した譲渡割額に相当する金額</p>
-----	--	--

<p>第二項</p>	<p>同法第四十二條第四項第一号に掲げる金額(同法第四十三條第一項各号に掲げる事項に記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額)を、当該金額に六十分の十七を乗じて得た金額</p>	<p>同法第四十三條第一項に規定する中間申告対象期間を一つの課税期間とみなし、当該控除しきれなかつた金額がある場合、同項第二号に掲げる金額を控除した金額(控除しきれなかつた金額)及び同項第一号に掲げる金額がある場合、同項第二号に掲げる金額を控除しきれなかつた金額(控除しきれなかつた金額)とみなし、消費税法第四十三條第一項の規定により読み替へて適用される次条第一項の規定を適用して算出した譲渡額に相当する金額</p>
<p>第二項</p>	<p>同法第四十二條第四項第一号に掲げる金額(同法第四十三條第一項各号に掲げる事項に記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額)を、当該金額に六十分の十七を乗じて得た金額</p>	<p>同法第四十三條第一項に規定する中間申告対象期間を一つの課税期間とみなし、当該控除しきれなかつた金額がある場合、同項第二号に掲げる金額を控除した金額(控除しきれなかつた金額)及び同項第一号に掲げる金額がある場合、同項第二号に掲げる金額を控除しきれなかつた金額(控除しきれなかつた金額)とみなし、消費税法第四十三條第一項の規定により読み替へて適用される次条第一項の規定を適用して算出した譲渡額に相当する金額</p>

5 前項の経過措置対象課税資産の譲渡等とは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号。以下「消費税法改正法」という。)附則第二条、第五条第一項から第五項まで、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定又は同条第四項若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により、消費税法改正法第二条の規定による改正前の消費税法(以下「旧消費税法」という。)第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。

6 附則第四項の経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。

- 一 施行日前に事業者が行つた課税仕入れ(消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下同じ。)
- 二 施行日前に事業者が保税地域から引き取つた課税貨物
- 三 消費税法改正法附則第五条第六項(消費税法改正法附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項又は第十四条第二項において準用する場合を含む。)、第十一条又は第十二条の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等
- 四 消費税法改正法附則第五条第七項(消費税法改正法附則第七条第三項において準用する場合を含む。)(の規定の適用を受ける課税仕入れ
- 五 前各号に掲げるもののほか、消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用

される課税資産の譲渡等又は当該課税資産の譲渡等に係る課税仕入れで政令で定めるもの

7 改正後の条例附則第七条の三後段及び第七条の四後段の規定により読み替えられた改正後の条例第五十三条の六第一項に規定する事業者が施行日以後に終了する課税期間（地方税法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間をいう。以下同じ。）に係る改正後の条例附則第七条の三後段及び第七条の四後段の規定により読み替えられた改正後の条例第五十三条の六第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に附則第五項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は前項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者に対する改正後の条例附則第七条の三後段及び第七条の四後段の規定により読み替えられた改正後の条例第五十三条の六第一項の規定の適用については、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「山口県賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成二十五年山口県条例第 号）附則第七項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。

一 次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額及び次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額の合計額

イ 当該課税期間中に当該事業者が行った附則第五項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額

ロ 当該課税期間中に当該事業者が行った課税資産の譲渡等（附則第五項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等を除く。）に係る消費税額の合計額

二 次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額及び次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額の合計額

イ 当該課税期間中に当該事業者が行った前項に規定する経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法改正法附則第二条、第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定若しくは同条第四項若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によることとされた旧消費税法第三章の規定又は消費税法改正法附則第五条第六項（消費税法改正法附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項又は第十四条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五条第七項（消費税法改正法附則第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定若しくは消費税法改正法附則第十四条第四項若しくは第十九条の規定に基づく政令の規定により読み替えて適用される消費税法改正法第二条の規定による改正後の消費税法（以下「新消費税法」という。）第三章の

規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イから八までに掲げる消費税額の合計額

口 当該課税期間中に当該事業者が行った課税仕入れ又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物（前項に規定する経過措置対象課税仕入れ等を除く。）について、新消費税法第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イから八までに掲げる消費税額の合計額

8 改正後の条例附則第七条の三後段及び第七条の四後段の規定により読み替えられた改正後の条例第五十三条の六第一項に規定する事業者が施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項第四号に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に附則第五項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は附則第六項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、前項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事業者を改正後の条例附則第七条の三後段の規定により読み替えられた改正後の条例第五十三条の六第二項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「同項の不足額、当該不足額に六十三分の十七を乗じて得た金額」とあるのは、「山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成二十五年山口県条例第 号）附則第七項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額」、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかつた金額」とする。

9 改正後の条例附則第七条の三後段の規定により読み替えられた改正後の条例第五十三条の六第二項に規定する事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が施行日以後に終了する課税期間に係る改正後の条例附則第七条の三後段の規定により読み替えられた改正後の条例第五十三条の六第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第五項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は附則第六項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、附則第七項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事業者に対する改正後の条例附則第七条の三後段の規定により読み替えられた改正後の条例第五十三条の六第二項の規定の適用については、同項中「同項の不足額、当該不足額に六十三分の十七を乗じて得た金額」とあるのは、「山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成二十五年山口県条例第 号）附則第七項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）がある場合にお

いては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号口に掲げる金額から同項第二号口に掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかつた金額」とする。

10 改正後の条例附則第七条の三後段の規定により読み替えられた改正後の条例第五十三条の六第二項に規定する事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項第五号に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第五項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は附則第六項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、附則第七項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者を改正後の条例附則第七条の三後段及び第七条の四後段の規定により読み替えられた改正後の条例第五十三条の六第一項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成二十五年山口県条例第 号）附則第七項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合において、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号口に掲げる金額から同項第二号口に掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。

11 改正後の条例附則第七条の三後段の規定により読み替えられた改正後の条例第五十三条の六第二項に規定する事業者（消費税法第四十六条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出しようとする者に限る。）が施行日以後に終了する課税期間に係る改正後の条例附則第七条の三後段の規定により読み替えられた改正後の条例第五十三条の六第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第六項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、当該事業者に対する改正後の条例附則第七条の三後段の規定により読み替えられた改正後の条例第五十三条の六第二項の規定の適用については、同項中「同項の不足額、当該不足額に六十三分の十七を乗じて得た金額」とあるのは、「山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成二十五年山口県条例第 号）附則第七項第二号イに掲げる金額及び同号口に掲げる金額、同号に掲げる金額」とする。

12 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「平成二十七年改正後の条例」という。）の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一項第二号に定める日（以下「一部施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び一部

施行日以後に保稅地域から引き取られる課稅貨物に係る地方消費稅について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課稅資産の讓渡等及び施行日から一部施行日の前日までの間に保稅地域から引き取った課稅貨物に係る地方消費稅については、なお従前の例による。

13 平成二十七年改正後の條例附則第七條の三後段及び第七條の四後段の規定により読み替えられた平成二十七年改正後の條例第五十三條の五の規定は、消費稅法第四十二條第一項、第四項又は第六項に規定する課稅期間が一部施行日以後に開始する場合について適用し、これらの課稅期間が施行日から一部施行日の前日までの間に開始した場合には、なお従前の例による。

14 平成二十七年改正後の條例附則第七條の三後段及び第七條の四後段の規定により読み替えられた平成二十七年改正後の條例第五十三條の五各項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する消費稅法第四十二條第一項、第四項又は第六項に規定する課稅期間に係る平成二十七年改正後の條例附則第七條の三後段及び第七條の四後段の規定により読み替えられた平成二十七年改正後の條例第五十三條の五各項の規定による申告書で消費稅法第四十三條第一項第四号に掲げる金額を記載したものを提出する場合において、同号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に附則第五項に規定する経過措置対象課稅資産の讓渡等、平成二十七年経過措置対象課稅資産の讓渡等、附則第六項に規定する経過措置対象課稅仕入れ等又は平成二十七年経過措置対象課稅仕入れ等に係る消費稅額が含まれているときは、これらの事業者に対する平成二十七年改正後の條例附則第七條の三後段及び第七條の四後段の規定により読み替えられた平成二十七年改正後の條例第五十三條の五各項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一項</p>	<p>同法第四十二條第一項第一号に掲げる金額(同法第四十三條第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額)、当該金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額</p>	<p>同法第四十三條第一項に規定する中間申告対象期間を一の課稅期間とみなした場合には、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した残額(控除しきれなかつた金額がある場合において、当該控除しきれなかつた金額を控除した残額)及び同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除しきれなかつた金額(控除しきれなかつた金額がある場合において、当該控除しきれなかつた金額を控除した残額)とみなして改正法第四十三條第一項の規定により読み替へて適用される次条第一項の規定を適用して算出した讓渡割額に相当する金額</p>
		<p>同法第四十三條第一項に規定する中間申告対象期間を一の課稅期間とみなした場合には、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した残額(控除しきれなかつた金額がある場合において、当該控除しきれなかつた金額を控除した残額)とみなして改正法第四十三條第一項の規定により読み替へて適用される次条第一項の規定を適用して算出した讓渡割額に相当する金額</p>

- 四 消費税法改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第五条第七項（消費税法改正法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける課税仕入れ
- 五 前各号に掲げるもののほか、消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により平成二十七年旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等又は当該課税資産の譲渡等に係る課税仕入れで政令で定めるもの
- 17 平成二十七年改正後の条例附則第七条の三後段及び第七条の四後段の規定により読み替えられた平成二十七年改正後の条例第五十三条の六第一項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する課税期間に係る平成二十七年改正後の条例附則第七条の三後段及び第七条の四後段の規定により読み替えられた平成二十七年改正後の条例第五十三条の六第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に附則第五項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第十五項に規定する平成二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第六項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前項に規定する平成二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者に対する平成二十七年改正後の条例附則第七条の三後段及び第七条の四後段の規定により読み替えられた平成二十七年改正後の条例第五十三条の六第一項の規定の適用については、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成二十五年山口県条例第 号）附則第十七項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。
- 一 次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額、次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額及び次のハに掲げる金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額の合計額
- イ 当該課税期間中に当該事業者が行った附則第五項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額
- ロ 当該課税期間中に当該事業者が行った附則第十五項に規定する平成二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額
- ハ 当該課税期間中に当該事業者が行った課税資産の譲渡等（附則第五項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等及び附則第十五項に規定する平成二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等を除く。）に係る消費税額の合計額

二 一のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額、次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額及び次のハに掲げる金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額の合計額

イ 当該課税期間中に当該事業者が行った附則第六項に規定する経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法改正法附則第二条、第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定若しくは同条第四項若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によることとされた旧消費税法第三章の規定又は消費税法改正法附則第五条第六項（消費税法改正法附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項又は第十四条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五条第七項（消費税法改正法附則第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定若しくは消費税法改正法附則第十四条第四項若しくは第十九条の規定に基づく政令の規定により読み替えて適用される新消費税法第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額

ロ 当該課税期間中に当該事業者が行った前項に規定する平成二十七年経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法改正法附則第十五条の規定、消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定若しくは消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第十四条第四項の規定若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十七年旧消費税法第三章の規定又は消費税法改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第五条第六項（消費税法改正法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定若しくは消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第十四条第四項の規定若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により読み替えて適用される消費税法改正法第三条の規定による改正後の消費税法（ハにおいて「平成二十七年新消費税法」という。）第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額

ハ 当該課税期間中に当該事業者が行った課税仕入れ又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物（附則第六項に規定する経過措置対象課税仕入れ等及び前項に規定する平成二十七年経過措置対象課税仕入れ等を除く。）について、平成二十七年新消費税法第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額

18 平成二十七年改正後の条例附則第七条の三後段及び第七条の四後段の規定により読み替えられた平成二十七年改正後の条例第五十三条の六第一項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合には、当該課税期間に係る同項第四号に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に附則第五項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第十五項に規定する平成二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第六項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は附則第十六項に規定する平成二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、前項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事業者を平成二十七年改正後の条例附則第七条の三後段の規定により読み替えられた平成二十七年改正後の条例第五十三条の六第二項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「同項の不足額、当該不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは、「山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成二十五年山口県条例第 号）附則第十七項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）」とす。

19 平成二十七年改正後の条例附則第七条の三後段の規定により読み替えられた平成二十七年改正後の条例第五十三条の六第二項に規定する事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が一部施行日以後に終了する課税期間に係る平成二十七年改正後の条例附則第七条の三後段の規定により読み替えられた平成二十七年改正後の条例第五十三条の六第二項の規定による申告書を提出する場合には、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第五項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第十五項に規定する平成二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第六項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は附則第十六項に規定する平成二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、附則第十七項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事業者に対する平成二十七年改正後の条例附則第七条の三後段の規定により読み替えられた平成二十七年改正後の条例第五十三条の六第二項の規定の適用については、同項中「同項の不足額、当該不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは、「山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成二十五年山口県条例第 号）附則第十七項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）」、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた

金額)及び同項第一号八に掲げる金額から同項第二号八に掲げる金額を控除した残額(控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額)、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかつた金額」とする。

20 平成二十七年改正後の条例附則第七条の三後段の規定により読み替えられた平成二十七年改正後の条例第五十三条の六第二項に規定する事業者(消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。)が一部施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項第五号に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第五項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第十五項に規定する平成二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第六項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は附則第十六項に規定する平成二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、附則第十七項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者を平成二十七年改正後の条例附則第七条の三後段及び第七条の四後段の規定により読み替えられた平成二十七年改正後の条例第五十三条の六第一項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成二十五年山口県条例第 号)附則第十七項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額(控除しきれなかつた金額)において、当該控除しきれなかつた金額)、同項第一号に掲げる金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額)及び同項第一号八に掲げる金額から同項第二号八に掲げる金額を控除した残額(控除しきれなかつた金額)がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額)」、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。

21 平成二十七年改正後の条例附則第七条の三後段の規定により読み替えられた平成二十七年改正後の条例第五十三条の六第二項に規定する事業者(消費税法第四十六条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出しようとする者に限る。)が一部施行日以後に終了する課税期間に係る平成二十七年改正後の条例附則第七条の三後段の規定により読み替えられた平成二十七年改正後の条例第五十三条の六第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第六項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は附則第十六項に規定する平成二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、当該事業者に対する平成二十七年改正後の条例附則第七条の三後段の規定により読み替えられた平成二十七年改正後の条例第五十三条の六第二項の規定の適用については、同項中「同項の不足額、当該不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは、「山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成二十五年山口県条例第 号)附則第十七項第二号イに掲げる金額、同号ロに掲げる金額及び同号八に掲げる金額、同号に掲げ

る金額」とする。

(自動車取得税に関する経過措置)

22 改正後の条例第八十条の三の規定は、平成二十五年四月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

23 改正後の条例第八十九条第一項の規定は、平成二十五年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十四年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県条例第十一号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の8の表三十三の項の次に次のように加える。

	(一) 一戸建ての住宅	一件につき	四万七千円
	申請に係る戸数が一戸のもの 一件につき	四万七千円	
	申請に係る戸数が二戸以上五戸以下のもの 一件につき	十二万七千円	
	申請に係る戸数が六戸以上十戸以下のもの	十四万二千元	

(三) うち非住宅建築物の 供する部分	(二) 共同住宅等又は 複合建築物のうち 住戸の部分
床面積の合計が五千平方メートル	申請に係る戸数が十一戸以上二十
床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの	申請に係る戸数が二十六戸以上五十
床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	申請に係る戸数が五十一戸以上百
床面積の合計が三百平方メートル以下のもの	申請に係る戸数が百一戸以上二百
二十九万円	九十一万五千円
十八万八千円	八十九万五千円
十一万五千円	六十五万三千円
	三十九万六千円
	二十五万七千円
	十八万七千円

<p>(四) うち非住宅建築物の 供する工場等以外の 部分</p>	
<p>床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル以下のもの 一件につき</p>	<p>床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの 一件につき</p> <p>を越え一万平方メートル以下のもの 一件につき</p>
<p>九十三万五千円</p> <p>八十二万二千元</p> <p>六十九万七千元</p> <p>五十六万九千元</p> <p>四十万二千元</p> <p>二十五万三千元</p>	<p>五十一万五千元</p> <p>四十四万三千元</p> <p>三十七万二千元</p>

低炭素建築
新築等計
画認定申請
手数料

備考

- 1 共同住宅等の建築物全体について又は共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に依り(一)に定める額と当該共同住宅等のうち共用部分の床面積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に依り(三)に定める額を合算した額とする。
- 2 非住宅建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に依り(三)に定める額と当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に依り(四)に定める額を合算した額とする。
- 3 複合建築物の建築物全体について又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、1の例により算定した額と2の例により算定した額を合算した額とする。
- 4 (一)に係る申請書に、建築基準法第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十六条第一項の登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項の登録住宅性能評価機関の登録を受けているものに限る。)が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号。以下この項において「法」という。)第五十四条第一項各号(法第五十五条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合して

いることを証する書類（以下この項において「適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、四万二千円を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

5 (二)に係る申請書（1又は3の場合に係るものを含む。）に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 一 一戸のもの 四万二千円
- 二 二戸以上五戸以下のもの 十一万七千円
- 三 六戸以上十戸以下のもの 十二万六千円
- 四 十一戸以上二十五戸以下のもの 十六万円
- 五 二十六戸以上五十戸以下のもの 二十一万二千円
- 六 五十一戸以上百戸以下のもの 三十一万六千円
- 七 百一戸以上二百戸以下のもの 五十二万六千円
- 八 二百一戸以上三百戸以下のもの 七十三万五千円
- 九 三百一戸以上のもの 七十四万四千円

6 (三)に係る申請書（1から3までの場合に係るものを含む。）に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 一 三百平方メートル以下のもの 十万五千円
- 二 三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの 十六万千円
- 三 二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの 二十一万円

三
三
二
の
十
低炭素建築
物新築等計
画の認定等
務に関する事

	(一)		
	一戸建ての住宅	一件につき	二万四千元
変更に係る戸数が二戸以上五戸以	変更に係る戸数が一戸のもの 一件につき		二万四千元
<p>料の金額に加算した金額とする。</p> <p>8 法第五十四条第二項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、二二の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p> <p>四 五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの 五十七万円</p> <p>三 二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの 四十八万九千元</p> <p>二 三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの 三十七万五千元</p> <p>一 三百平方メートル以下のもの 二十四万三千元</p> <p>7 (四)に係る申請書(2又は3の場合に係るものを含む。)に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>六 二万五千平方メートルを超えるもの 三十一万五千元</p> <p>五 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの 二十八万三千元</p> <p>四 五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの 二十四万五千元</p>			

	(二) 複 住 戸 の 部 分 共 同 住 宅 等 又 は 建 築 物 の う ち
<p>床面積の合計が二百平方メートル以下のもの 一件につき</p>	<p>下のもの 一件につき</p>
<p>床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの 一件につき</p>	<p>六万四千元</p>
<p>床面積の合計が三千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの 一件につき</p>	<p>七万千元</p>
<p>床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方米以下のもの 一件につき</p>	<p>九万四千元</p>
<p>床面積の合計が一万平方米を超えるもの 一件につき</p>	<p>十三万円</p>
<p>床面積の合計が二万平方米を超えるもの 一件につき</p>	<p>十九万八千元</p>
<p>床面積の合計が三万平方米を超えるもの 一件につき</p>	<p>三十二万八千元</p>
<p>床面積の合計が四万平方米を超えるもの 一件につき</p>	<p>四十四万八千元</p>
<p>床面積の合計が五万平方米を超えるもの 一件につき</p>	<p>四十五万八千元</p>
<p>床面積の合計が六万平方米を超えるもの 一件につき</p>	<p>五万八千元</p>
<p>床面積の合計が七万平方米を超えるもの 一件につき</p>	<p>九万五千元</p>

(四) 供する部分のうち非住宅建築物の用に供する部分以外のもの	(三) 供する部分のうち非住宅建築物の用に供する部分
<p>床面積の合計が二平方メートル以下のも を 超え五平方メートル以下のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二平方メートル以下のもの を 超え五平方メートル以下のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二平方メートル以下のもの を 超え五平方メートル以下のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二平方メートル以下のもの を 超え五平方メートル以下のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二平方メートル以下のもの を 超え五平方メートル以下のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二平方メートル以下のもの を 超え五平方メートル以下のもの 一件につき</p>	<p>床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの を 超え五平方メートル以下のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの を 超え五平方メートル以下のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの を 超え五平方メートル以下のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの を 超え五平方メートル以下のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの を 超え五平方メートル以下のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの を 超え五平方メートル以下のもの 一件につき</p>
<p>四十一万円</p>	<p>十四万六千円</p>
<p>三十四万九千円</p>	<p>十八万七千円</p>
<p>二十八万四千円</p>	<p>二十二万二千元</p>
<p>二十万二千元</p>	<p>二十五万八千元</p>
<p>十二万七千元</p>	

低炭素建築物 新築等認定 画変更認定 申請手数料	備 考
<p>1 共同住宅等の建築物全体について又は共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じ(二)に定める額と当該共同住宅等のうち共用部分の床面積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ(三)に定める額を合算した額とする。</p> <p>2 非住宅建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じ(三)に定める額と当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じ(四)に定める額を合算した額とする。</p> <p>3 複合建築物の建築物全体について又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、1の例により算定した額と2の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>4 (一)に係る申請書に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、二万千円を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>5 (二)に係る申請書(1又は3の場合に係るものを含む。)に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>一 一戸のもの 二万千円</p>	<p>床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの 一件につき</p>
	<p>四十六万八千円</p>

- 二 二戸以上五戸以下のもの 五万九千円
 - 三 六戸以上十戸以下のもの 六万三千円
 - 四 十一戸以上二十五戸以下のもの 八万円
 - 五 二十六戸以上五十戸以下のもの 十万七千円
 - 六 五十一戸以上百戸以下のもの 十五万八千円
 - 七 百一戸以上二百戸以下のもの 二十六万四千円
 - 八 二百一戸以上三百戸以下のもの 三十六万八千円
 - 九 三百一戸以上のもの 三十七万二千円
- 6 (三)に係る申請書(1から3までの場合に係るものを含む。)に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
- 一 三百平方メートル以下のもの 五万三千円
 - 二 三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの 八万千円
 - 三 二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの 十万六千円
 - 四 五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの 十二万三千円
 - 五 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの 十四万二千円
 - 六 二万五千平方メートルを超えるもの 十五万八千円
- 7 (四)に係る申請書(2又は3の場合に係るものを含む。)に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 営業所に設置	(2) 営業所に設置する遊技機に認められるもの遊技機		(1) 営業所に設置する遊技機に認められないもの遊技機
	一件につき		一件につき
	額を減じた額		額を加算した額

別表第一の8の表三十九の項長期優良住宅建築等計画認定申請手数料に関する部分の備考1中「(平成十一年法律第八十二号)」を削る。
別表第二の四の項風俗営業許可申請手数料に関する部分中

<p>8 法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第二項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、二十二の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p> <p>一 三百平方メートル以下のもの 十二万二千元 二 三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの 十八万八千元 三 二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの 二十四万四千元 四 五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの 二十八万五千元 五 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの 三十三万円 六 二万五千平方メートルを超えるもの 三十六万八千元</p>

する遊技機に認
定を受けた遊技
機以外の遊技機
（以下「遊技機
と認めない場
合」）がない場
合

(2)
営業所に設置
する遊技機に未
認定遊技機があ
る場合

一件につき

一件につき

(三月以内の期間を限つて営む営業に係るものにあつては、一万五千元)

(1)に定める額に、二百八十
百元（検定を受けた型式
に属する未認定遊技機以
下の特定未認定遊技機と
いう。）がある場合に、あ
つては、五千六百円に属
する特定未認定遊技機が
該型式未認定遊技機に属
する型式未認定遊技機を
円に乘じて得た額を加算
した額）を加算した額
に、未認定遊技機一台ご
とに四十円（特定未認定
遊技機にあつては、それ
ぞれ遊技機に認定申請手
料の金額から八千円を減
じた額）を加算した額

「(三月以内の期間を限つて営む営業に係るものにあつては、一万五千元)」

「(三月以内の期間を限つて営む営業に係るものにあつては、一万四千元)」

に改め、同部分の備考2中「九千三百円」を「八千六百円」に改め、同備考3

中「七千四百円」を「六千八百円」に改め、同項遊技機認定申請手数料に関する部分中「三万七千七百円」を「三万五千円」に、「八千二百円」を「一万六千三百円」に、「二万四千七百円」を「二万九千円」に、「五千九百円」を「一万四千四百円」に、「五万九千七百円」を「五万九千円」に、「一万四千七百円」を「二万三千元」に、「三万七千七百円」を「三万五千元」に、「一万八千円」を「一万九千円」に、「三千六百八十円」を「一万二千六百円」に改め、同部分の備考1中「二千七百円」を「二千二百円」に改め、同備考2中「二千七百二十円」を「四千三百四十円」に改め、同備考3中「同時に」の下に「当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「二千七百円」を「1の場合にあつては二千二百円、2の場合にあつては四千三百円、1及び2以外の場合にあつては八千円」に改め、同項遊技機型式検定手数料に関する部分中

「百五十三万円」を「百四十三万五千円」に、「二十九万六千円」を「四十三万八千円」に、「百十四万千円」を「百十二万八千円」に、「十七万四千円」を「三十三万八千円」に、「百八十一万六千円」を「百六十二万千円」に、「三十九万九千円」を「四十七万九千円」に、「百十九万三千円」を「百十四万八千円」に、「三十四万九千円」を「四十八万二千円」に、「百十九万二千円」を「百十四万七千円」に、「三十四万八千円」を「四十八万八千円」に改め、同部分の備考1中「六千三百円」を「三千九百円」に改め、同備考2中「一万八千円」を「六千三百円」に改め、同項遊技機試験手数料に関する部分中

「」に改め、同項遊技機試験手数料に関する部分中

三万二千三百円
（マイクログロセツサーを内蔵していない遊技機に係るものにあつては、八千円）

四万三千三百円
（マイクログロセツサーを内蔵していない遊技機に係るものにあつては、二万三千円）

に、「五千七百円」を「二

万千円」に、「六万二千三百円」を「六万八千三百円」に、「一万五千三百円」を「三万三百円」に、「三万千三百円」を「四万二千三百円」

に、「一万八千円」を「二万六千三百円」に、

二万五千三百円
（マイクログロセツサーを内蔵していない遊技機に係るものにあつては、三千三百円）

三万六千三百円
（マイクログロセツサーを内蔵していない遊技機に係るものにあつては、一万九千円）

に改め、同部分の備考中「同時

に」の下に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「二千三百円」を「一万四千三百円」に改め、同項遊技機型式試験手数料に関する部分中「百五十二万四千二百円」を「百四十四万二千円」に、「二十九万二千円」を「四十四万五千円」に、「百十三万五千二百円」を「百十三万五千円」に、「十六万八千二百円」を「三十四万五千円」に、「百八十一万二千円」を「百六十二万八千円」に、「三十九万三千二百円」を「四十八万六千円」に、「百十八万七千二百円」を「百十五万五千円」に、「三十四万三千二百円」を「四十八万九千円」に、「百十八万六千二百円」を「百十五万四千円」に、「三十四万二千二百円」を「四十八万八千円」に改め、同項遊技機変更承認手数料に関する部分を次のように改める。

遊技機変更 承認手数料	<p>(1) 未認定遊技機がない場合</p> <p>(2) 未認定遊技機がある場合</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十條第十項において準用する同法第九條第一項の承認</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p>	<p>五千二百円(特定未認定遊技機がある場合にあっては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乘じて得た額を加算した額)に、未認定遊技機一台ごとに四十円(特定未認定遊技機にあっては、それぞれ遊技機認定申請手数料の金額から八千円を減じた額)を加算した額</p> <p>二千四百円</p>
----------------	---	--	--

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県条例第十二号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山口県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一号子中「口」を「口、八及びホ」に改め、同号りを次のように改める。

山口県知事 山 本 繁 太 郎

リ イ及びニに規定する物品の保守の業務に係る契約
 第一号中レをネとし、ネの前に次のように加える。

ツ 通学用のバスの運行の業務に係る契約

第一号中「巡視」を「維持管理」に改め、同号中タをソとし、ヨをレとし、カの次に次のように加える。

ヨ 職員の健康診断の業務に係る契約

タ 自動車取得税又は自動車税に係る申告書の受理及び納税証明書の交付の業務に係る契約

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第十三号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表山口県大規模事業基金の項の次に次のように加える。

<p>やまぐち未来 創造基金</p>	<p>県政の基盤づくりを進め、やまぐちの未来を創造するための施策の推進を図ること。</p>	<p>中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。</p>
<p>山口県地域経済 活性化・雇</p>	<p>建設事業の円滑かつ計画的な実施を推進し、地域経済の活性化</p>	<p>中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があ</p>

用創出臨時特 例基金	及び雇用の機会の創出を図ること。	ると認める経費の財源に充てるとき。
---------------	------------------	-------------------

別表山口県地球温暖化対策等推進基金の項の次に次のように加える。

山口県再生可 能エネルギー 等導入推進基 金	防災拠点等に再生可能エネ ルギー等を導入し、災害に強く環 境負荷の小さい地域づくりの推 進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があ ると認める経費の財源に充てるとき。
---------------------------------	--	--

別表山口県産業廃棄物適正処理基金の項の次に次のように加える。

山口県海岸漂 着物地域対策 推進基金	海岸漂着物等の回収、処理及び 発生の抑制のための施策の推進 を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があ ると認める経費の財源に充てるとき。
--------------------------	--	--

別表山口県ふるさと雇用再生特別基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表山口県ふるさと雇用再生特別基金の項を削る改正規定 平成二十五年三月二十九日
- 二 別表山口県大規模事業基金の項の次に次のように加える改正規定（やまぐち未来創造基金の項に係る部分に限る。）及び同表山口県地球
温暖化対策等推進基金の項の次に次のように加える改正規定 平成二十五年四月一日

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県条例第十四号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、調理の業務の全部を委託する乳児院にあつては、調理員を置かないことができる。

第二十三条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、規則で定める員数の個別対応職員を置かなければならない。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県条例第十五号

指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「事業」を「事業等」に改める。

目次中「児童発達支援（第四条）」を「指定児童発達支援（第四条）」に、「医療型児童発達支援」を「指定医療型児童発達支援」に、「放課後等デイサービス」を「指定放課後等デイサービス」に、「保育所等訪問支援」を「指定保育所等訪問支援」に、「第七章 雑則（第三十八

「第七章 基準該当通所支援（第三十八条・第三十九条）
条）」を

第八章 雑則（第四十条）

に改める。

第一条中「（以下）」の下に「第二十一条の五の四第一項第二号、」を加え、「事業」を「事業等」に改める。

「第二章 児童発達支援」を「第二章 指定児童発達支援」に改める。

「第三章 医療型児童発達支援」を「第三章 指定医療型児童発達支援」に改める。

「第四章 放課後等デイサービス」を「第四章 指定放課後等デイサービス」に改める。

「第五章 保育所等訪問支援」を「第五章 指定保育所等訪問支援」に改める。

第三十八条中「事業」を「事業等」に改め、同条を第四十条とする。

第七章を第八章とする。

第六章の次に次の一章を加える。

第七章 基準該当通所支援

（基準該当児童発達支援）

第三十八条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）には、規則で定める員数の指導員又は保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 基準該当児童発達支援事業所には、指導訓練を行う場所を確保するほか、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

4 基準該当児童発達支援事業所の設備は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第二章（第五条、第六条、第八条から第十条まで、第十四条、第十五条及び第十九条を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

6 規則で定める基準を満たした指定生活介護事業者（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二

十五条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護(同条例第二十四条に規定する指定生活介護をいう。)を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(同条例第二十五条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、前各項の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

7 規則で定める基準を満たした指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第三十五号)第三十四条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(同条例第三十三条に規定する指定通所介護をいう。)を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(同条例第三十四条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、第一項から第五項までの規定は、当該指定通所介護事業所については、適用しない。

(基準該当放課後等デイサービス)

第三十九条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業については、第二章(第四条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十四条、第十五条及び第十九条を除く。)、第二十八条及び前条(第五項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前各項」とあり、及び同条第七項中「第一項から第五項まで」とあるのは、「次条において準用する第一項から第四項まで」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

2 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号及び第六十号中「指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を「指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に改める。

山口県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第十六号

山口県環境影響評価条例の一部を改正する条例

山口県環境影響評価条例（平成十年山口県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

「第一節 第二種事業に係る判定（第五条）」

目次中「準備書の」を「方法書の」に、第二節 方法書の作成等（第六条―第十一条）を

第三節 環境影響評価の実施等（第十二条・第十三条）」

「第一節 配慮書（第四条の二―第四条の七）」

第二節 第二種事業に係る判定（第五条）」

第四章 方法書（第六条―第十一条）に、「第四章」を「第六章」に、「第五章」を「第七章」に、「第六章」を「第八

第五章 環境影響評価の実施等（第十二条・第十三条）」

章」に、「第七章」を「第九章」に、「第八章」を「第十章」に、「第三十五条」を「第三十四条の二」に、「第九章」を「第十一章」に、

「第十章」を「第十二章」に、「第十一章」を「第十三章」に改める。

第四条第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 一又は二以上の第一種事業又は第二種事業（以下「第一種事業等」という。）の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」とい

う。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）の選定並びに当該計画段階配慮

事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する事項

第三章の章名中「準備書」を「方法書」に改める。

第三章第一節から第三節までの節名を削る。

第三章中第五条の前に次の一節及び節名を加える。

第一節 配慮書

(計画段階配慮事項についての検討)

第四条の二 第一種事業等を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、第一種事業等に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たつては、規則で定めるところにより、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第一種事業等を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る第一種事業等が実施されるべき区域を管轄する市町長に当該通知に係る書面の写しを送付しなければならない。

(配慮書の作成等)

第四条の三 前条第一項の規定による通知をした第一種事業等を実施しようとする者(以下「配慮書事業者」という。)は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。

- 一 配慮書事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 第一種事業等の目的及び内容
- 三 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- 四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- 五 その他規則で定める事項

2 相互に関連する二以上の第一種事業等を実施しようとする場合は、当該配慮書事業者は、これらの第一種事業等について、併せて配慮書を作成することができる。

(配慮書の送付等)

第四条の四 配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、これを知事及び第一種事業等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

(配慮書についての知事等の意見)

第四条の五 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、配慮書事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について前条に規定する市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、配慮書について審査会の意見を聴くものとする。

4 第一項の場合において、知事は、前二項の意見を勘案するものとする。

(配慮書についての意見の聴取)

第四条の六 配慮書事業者は、規則で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

(第一種事業等の廃止等)

第四条の七 配慮書事業者は、第四条の四の規定による公表を行ってから第八条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、配慮書の送付を当該配慮書事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一 第一種事業等を実施しないこととしたとき。

二 第四条の三第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

三 第一種事業等の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一種事業等であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の配慮書事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者について行われたものとみなす。

第二節 第二種事業に係る判定

第五条第一項中「(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)」を削る。

第四十七条中「説明会」を「方法書説明会若しくは準備書説明会」に改める。

第五十条第三項中「について」の下に「、第四条の二から第四条の七まで及び第六条から第二十三条まで」を、「による」の下に「計画段階配慮事項についての検討、」を加える。

第十一章を第十三章とする。

第四十五条第一項及び第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号及び同条第七項中「第四十三条第五項」を「第四十三条第七項」に改める。

第十章を第十二章とする。

第四十三条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第七章第二節」を「第九章第二節」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第一項から第四項までを二項ずつ繰り下げ、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

知事は、法第三条の七第一項（法第三条の十第二項の規定により適用される場合及び法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により意見を述べる場合には、期間を指定して、法第三条の三第一項（法第三条の十第二項の規定により適用される場合及び法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の配慮書の案又は配慮書について法第二條第二項に規定する第一種事業又は法第二種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に環境の保全の見地からの意見を求めなければならない。

2 前項に規定する場合において、知事は、法第三条の三第一項の配慮書の案又は配慮書について審査会の意見を聴くものとする。

第四十四条第一項中「知事は、」の下に「法第二種事業又は」を、「事業が」の下に「第二種事業又は」を加え、同条第二項中「同項中」「の下に」「法第二種事業又は」を、「事業が」の下に「第二種事業又は」を加える。

第九章を第十一章とする。

第八章第一節中第三十五条の前に次の見出し及び一条を加える。

（都市計画に定められる第一種事業等）

第三十四条の二 第一種事業等が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業等又は第一種事業等に係る施設が同条第五項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業等について

ては、第三章第一節の規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、次項及び第三十九条に定めるところにより、当該都市計画に係る同法第十五条第一項の県若しくは市町（同法第二十二条第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣（同法第八十五条の二の規定により同法第二十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長。以下同じ。）又は市町）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町（以下「都市計画決定権者」と総称する。）が当該第一種事業等を実施しようとする者に代わるものとして行うことができる。この場合において、第四条の三第二項並びに第四条の七第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における第三章第一節（第四条の三第二項並びに第四条の七第一項第三号及び第二項を除く。）の規定の適用については、第四条の二第一項中「第一種事業等を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。）は、第一種事業等」とあるのは「第三十四条の二第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、第一種事業等又は第一種事業等に係る施設を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一種事業等（以下「都市計画第一種事業等」という。）と、「当該第一種事業等を実施しようとする者」とあるのは「当該都市計画決定権者」と、同条第二項中「第一種事業等」とあるのは「都市計画第一種事業等」と、同条第二項中「第一種事業等」とあるのは「都市計画第一種事業等」と、第四条の三第一項中「第一種事業等を実施しようとする者（以下「配慮書事業者」という。）」とあるのは「都市計画決定権者（以下「配慮書都市計画決定権者」という。）」と、同項第一号中「配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「配慮書都市計画決定権者の名称」と、同項第二号中「第一種事業等」とあるのは「都市計画第一種事業等」と、第四条の四中「配慮書事業者」とあるのは「配慮書都市計画決定権者」と、「第一種事業等」とあるのは「都市計画第一種事業等」と、第四条の五第一項、第四条の六及び第四条の七第一項中「配慮書事業者」とあるのは「配慮書都市計画決定権者」と、同項第一号中「第一種事業等を実施しない」とあるのは「都市計画第一種事業等を都市計画に定めない」とする。

第三十五条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第二種事業については、第五条第一項の規定による届出は、次項から第四項までに定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第二種事業を実施しようとする者に代わ

るものとして行うものとする。

第三十五条第二項中「（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。）」を削り、「第三十五条第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）」を「都市計画決定権者」に改め、「（昭和四十三年法律第百号）」を削り、同条に次の二項を加える。

3 前項の規定により読み替えて適用される第五条第三項第一号の措置がとられた第二種事業（前項の規定により読み替えて適用される同条第四項及び次条第二項の規定により読み替えて適用される第二十五条第二項において準用する第五条第三項第二号の措置がとられたものを除く。）について第二種事業を実施しようとする者が作成した配慮書があるときは、当該第二種事業を実施しようとする者は、都市計画決定権者に当該配慮書を送付するものとする。

4 前項の場合において、配慮書を送付する前に第二種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、当該第二種事業を実施しようとする者に対して行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

第三十六条第一項中「及び次条」を「次条及び第三十八条」に改め、同条第二項中「対象事業」とあるのは「都市計画決定権者は、」を「」とあるのは「都市計画決定権者は」と、「対象事業に係る環境影響評価を」とあるのは「」に改め、「都市計画対象事業」という。「」の下に「に係る環境影響評価を」を加え、「同項第四号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」を「同項第六号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第七号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」に改める。

第三十七条中「第十六条」の下に「又は第二十三条」を、「による公告」の下に「又は同法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による告示」を加え、同条に次の四項を加える。

2 都市計画決定権者（国土交通大臣を除く。）は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第十六条の規定により準備書及び要約書を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、前条第二項の規定により読み替えて適用される第二十三条の規定により評価書及び要約書を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての同法第二十条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する同法第十四条第一項の図書と併せて縦覧に供するものとする。

3 対象事業に係る都市計画を定める国土交通大臣は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第十六条の規定により準備書及び要約書を縦覧に供する場合には、国土交通大臣が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、前条第二項の規定により読み替えて適用される第二十三条の規定により評価書及び要約書を縦覧に供する場合には、当該評価書及び要約書を知事に送付し、知事は、国土交通大臣が定める都市計画についての同法第二十条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する同法第十四条第一項の図書の写しと併せてこれらを縦覧に供するものとする。

4 都市計画決定権者は、前二項の規定により準備書を都市計画の案と併せて縦覧に供した場合において述べられた意見の内容が、当該準備書についての意見書と、当該準備書に係る都市計画の案についての都市計画法第十七条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による意見書のいずれに係るものであるかを判別することができないときは、そのいずれでもあるとみなして、この条例及び同法の規定を適用する。

5 都市計画決定権者は、前条第一項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合には、同条第二項の規定により読み替えて適用される第二十三条の評価書及び要約書を、都市計画決定権者が国土交通大臣又は県であるときは都市計画法第十八条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の都市計画の案の付議と併せて山口県都市計画審議会に、市町であるときは同法第十九条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の都市計画の案の付議と併せて市町都市計画審議会（当該市町に市町都市計画審議会が置かれていないときは、山口県都市計画審議会）に付議するものとする。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例）

第三十七条の二 前条第二項又は第三項の規定により準備書を都市計画の案と併せて縦覧に供する場合における当該都市計画の案についての都市計画法第十七条第一項及び第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同法第十七条第一項中「二週間」とあるのは、「一月間」と、同条第二項中「縦覧期間満了の日」とあるのは、「縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日」とする。

2 都市計画決定権者は、対象事業等を都市計画に定めようとするときは、都市計画法に定めるところによるほか、第三十六条第二項の規定により読み替えて適用される第二十三条の評価書に記載されているところにより当該都市計画に係る対象事業の実施による影響について配慮し、環境の保全が図られるようにするものとする。

第二十九条の見出し中「事業者」を「事業者等」に改め、同条第五項中「第三項」を「第五項」に、「第四章及び第五章」を「第六章及び第七章」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「事業者及び」の下に「配慮書、」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「第一種事業である場合にあっては事業者」の下に「及び配慮書の送付を当該事業者から受けた者（当該事業者が第四条の四の規定により配慮書を送付している場合に限る。）」を加え、同項では事業者並びに知事」の下に「、第四条の四の市町長（当該事業者が同条の規定により配慮書を送付している場合に限る。）」を加え、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

第一種事業を実施しようとする者が第四条の四の規定による公表を行ってから第六条の規定により方法書を作成するまでの間において、当該公表に係る第一種事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該第一種事業を実施しようとする者及び配慮書の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知したときは、第一種事業を実施しようとする者は、当該配慮書及び第四条の五第一項の書面を、当該都市計画決定権者に送付するものとする。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に第一種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、第一種事業を実施しようとする者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

第四十条中「第三十五条から前条まで」を「第三十四条の二から第三十七条まで及び前二条」に、「説明会」を「方法書説明会及び準備書説明会」に改める。

第四十二条第二項中「、第三章第三節から第六章まで」を「（第四条第二項第一号を除く。）第五章から第八章まで」に、「同条第二項第一号」を「同条第二項第二号」に、「第三章第三節の節名」を「第五章の章名」に、「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第七号」に、「第三号まで」を「第六号まで」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「第六章の」を「第八章の」に、「第七章第一節」を「第九章第一節」に改める。

第八章を第十章とし、第七章を第九章とし、第六章を第八章とする。

第二十三条中「関係地域内において、評価書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなれば」を「公告の日から起算して一月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなれば」に改める。

第五章を第七章とする。

第十四条第一項第一号中「第三号」を「第六号」に改め、同項に次の一号を加える。

八 その他規則で定める事項

第十五条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「及び第十七条第四項」を削る。

第十六条中「関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなれば」を「公告の日から起算して一月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなれば」に改める。

第十七条第一項中「説明会」を「準備書説明会」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第八条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十七条第二項において準用する第二項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十七条第一項及び第二項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

第十七条第三項及び第四項を削る。

第四章を第六章とする。

第五条の次に次の章名を付する。

第四章 方法書

第六条第一項中「事業者は」の下に「、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第四条の五第一項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第四条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し」を、「事項」の下に「(配慮書を作成していない場合においては、第四号から第六号までに掲げる事項を除く。)」を加え、同項第四号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

四 第四条の三第一項第四号に掲げる事項

五 第四条の五第一項の意見

六 前号の意見についての事業者の見解

第六条第一項に次の一号を加える。

八 その他規則で定める事項

第七条の見出し中「方法書」を「方法書等」に改め、同条中「対し、方法書」の下に「及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）」を加える。

第八条中「前条に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなれば」を「公告の日から起算して一月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなれば」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（説明会の開催等）

第八条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第七条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなればならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなればならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第九条第一項中「前条」を「第八条」に改める。

第十一条の次に次の章名を付する。

第五章 環境影響評価の実施等

第十二条中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第七号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山口県環境影響評価条例(以下「改正後の条例」という。)(第四条の二から第四条の六までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(前に環境影響評価方法を公告した事業については、適用しない。
- 3 改正後の条例第八条、第十六条又は第二十三条の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る環境影響評価方法書、環境影響評価準備書又は環境影響評価書について適用する。
- 4 改正後の条例第八条の二(改正後の条例第十七条第二項において準用する場合を含む。)(の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る環境影響評価方法書又は環境影響評価準備書について適用する。

山口県みつばち転飼条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第十七号

山口県みつばち転飼条例の一部を改正する条例

山口県みつばち転飼条例(昭和三十一年山口県条例第九号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

山口県蜜蜂転飼条例

第一条中「養ほう振興法(」を「養蜂振興法(」に、「養ほう振興法施行規則」を「養蜂振興法施行規則」に、「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第三条第一項中「養ほう業者」を「養蜂業者」に改め、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「ほう群数」を「蜂群数」に、「みつ源」を「蜜源」に改め、同項第二号中「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第五条中「き損」を「毀損」に改める。

第八条中「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第十条中「養ほう業者」を「養蜂業者」に、「一」を「いずれかに」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表山口県みつばち転飼条例(昭和三十一年山口県条例第九号)の項中、「山口県みつばち転飼条例」を「山口県蜜蜂転飼条例」に改める。

下関漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県条例第十八号

下関漁港管理条例の一部を改正する条例

下関漁港管理条例(昭和三十年山口県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表岸壁の項中

岸
(陸揚輸送区域内
にあるものを除く。)

を

岸壁及び物揚場
(陸揚輸送区域内
にあるものを除く。)

に、「及び」を「並びに」に、「その係留期間」を「岸壁に係留

する期間」に改め、「未滿のもの」の下に「及び物揚場に係留するもの」を加える。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県条例第十九号

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例

山口県工業用水道条例（昭和三十七年山口県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二末武川工業用水道の項及び富田・夜市川工業用水道の項中、「二十九円八十銭」を「二十二円二十銭」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県条例第二十号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第十八条の五第四項中「校長」の下に「副校長」を加える。

第十八条の六第一項中「担任する」の下に「副校長」を加える。

第十八条の七第一項中「限る。」の「」の下に「、本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長」を加える。

別表第三イの備考（一）及びロの備考（一）中「~~対~~」を「~~対~~」に改める。

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)
第二条 次に掲げる条例の規定中「校長」の下に「、副校長」を加える。

一 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十七年山口県条例第一号)第二条第二号
二 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号)第二条第一項第一号
(義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部改正)

第三条 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例(昭和四十六年山口県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「校長」の下に「、副校長」を加える。

第四条第一号中「から第十四条の四まで」を「、第十四条の三」に、「第二十一条の二及び附則第二項」を「及び第二十一条の二」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三条中義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例第四条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第二十一号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。
別表第五の二級の項中「美祢市立田代小学校」を削る。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第二十二号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表山口県立大津高等学校の項、山口県立日置農業高等学校の項及び山口県立水産高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

警察官に対する被服の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第二十三号

警察官に対する被服の支給等に関する条例の一部を改正する条例

警察官に対する被服の支給等に関する条例（昭和二十九年山口県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「退職した」を「退職し、失職し、又は休職を命ぜられた」に改め、同条第二項中「休職、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十五年三月十九日
印刷

発行
行人所

山口県
知事
事庁